

人権□コミ講座Ⅴ もくじ

vol. 1 犯罪被害者支援に携わって

(社)京都犯罪被害者支援センター理事・事務局長
宮井 久美子

vol. 2 労働者の働きやすい環境づくり

(財)世界人権問題研究センター研究第一部部長
神戸大学大学院法学研究科教授
坂元 茂樹

vol. 3 認知症の方々に導かれて

NPO法人ぼうとスペースゆの理事長
吉田 栄治郎

vol. 4 部落差別意識の根絶のために

(財)世界人権問題研究センター研究第二部嘱託研究員
奈良県立同和問題関係史料センター所長
内藤 充子

vol. 5 セクシュアル・ハラスメントについて

(財)世界人権問題研究センター研究第四部嘱託研究員
九州大学大学院法學研究院教授
源 淳子

vol. 6 納骨堂

九洲大学大学院法學研究院教授
西井 宏

vol. 7 外国籍高齢者の福祉支援—「外国人福祉相談員制度」が発足

(財)世界人権問題研究センター研究第三部部長
京都造形芸術大学客員教授
内田 博文

vol. 8 少年事件の実名報道と北京規則

(財)世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員
京都大学大学院人間・環境学研究科教授
上田 正昭

vol. 9 ふたりの絆

(財)世界人権問題研究センター研究第四部
ジャーナリスト
福田 雅子

vol. 10 人権教育の視座

(財)世界人権問題研究センター理事長
京都大学名誉教授
19

犯罪被害者支援に携わって

(社)京都犯罪被害者支援センター理事・事務局長 宮井 久美子

『心にナイフをしのばせて』という本が最近話題になっています。一九六九年、とある高校で起きた殺人事件で、長年にわたり筆者が被害者遺族に取材を重ねたものです。母は事件後、数年間の記憶を失っていました。筆者は「三〇年という年月が経つても癒されない。被害者の衝撃は凄まじいということを私たちは知るべきでしょう」と述べています。加害少年は、その後、社会的に成功しましたが、今日まで一度も被害者本人と家族への謝罪をしていなかつた事実も浮かび上がります。

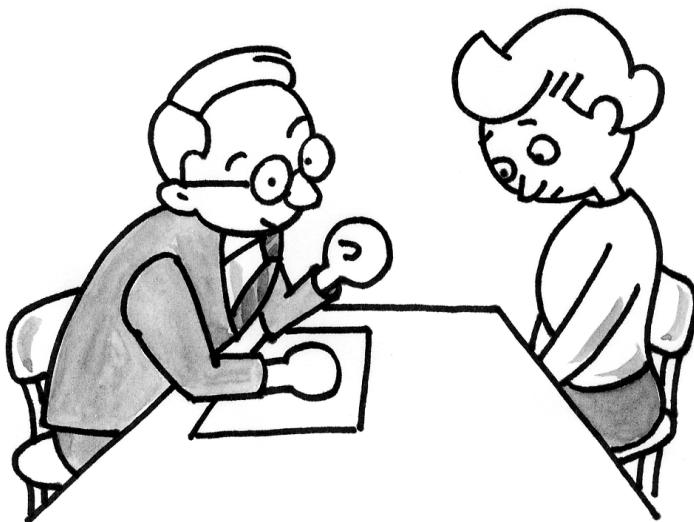
実際に一九九八年京都犯罪被害者支援センター設立以来、様々な支援に関わって、被害者が私たちに言わるのは「加害者が心から一言謝つてほしい」という言葉です。被害者から裁判の代理傍聴を依頼されるとき「本当に悪かったと思っているのか見届けてほしい」とも言われます。理不尽な犯罪によつて人の誇りを踏みにじられたとき、「心からの謝罪」が大きな回復の手段となります。

当センターでは、ボランティアによる電話・面接相談、専門家によるカウンセリングや法律相談、また裁判の傍聴付添等、様々な支援を行つています。

支援の依頼ルートは様々ですが、まずよく聞くことから始めます。何度も繰り返し話したい被害者の気持ちをよく聞くことによって、どのように寄り添うことが望ましいのか少しずつ見えてきます。そして少しずつ人や社会に対する信頼を取り戻してもらえるよう全力を尽くします。ただ、それが過失であつても人が幸せな生活を踏みにじられると、その心象に映る風景は変わってしまいます。あのとき、あのよう…と自分を責め、苦しまれます。

二〇〇四年一二月、犯罪被害者等基本法の制定についてようやく被害者の権利の回復について具体的な論議がされるようになつてしまひました。

しかし、人が人を大切にすれば犯罪を起こせないのです。



労働者の働きやすい環境づくり



一〇〇六年一―三月期、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規雇用の割合は、労働者全体の^{※1}三三三・二%に達しました。男女の内訳をみると、男性は全労働者の一八・五%が非正規雇用であるのに對し、女性では五一・九%と半数以上が非正規雇用であります。つまり、この問題は、女性差別の側面をもつていてます。しかも、非正規雇用全体の賃金水準は正規雇用の^{※2}六七%にすぎないばかりか、有給休暇や社会保険の加入率でも格差がみられます。労働基準法の見直しの中で、非正規雇用者の待遇改善が審議対象になるのは当然といえます。

他方、正規雇用の労働者の職場環境も悪化しています。リストラによる人員削減により人手不足となり、一人一人の社員は長時間労働を強いられています。二〇〇五年度には、働きすぎが原因で労災認定された人が三三〇人に達し、そのうち一五七人が過労死したとされます。いわゆるサービス残業など、過労死につながりかねない長時間労働にいかに歯止めをかけるかが緊急の課題です。

また、能力主義や成果主義の導入といった職場環境の変化は、「うつ病」など「心の病」を抱える労働者を多数生み出しています。日本では年間三万人以上の人々が自殺していますが、三〇代から五〇代の働き盛りの人の自殺が増えています。自殺の要因は複雑で、大きく分けて経済的・社会的要因と心理的要因がありますが、そのなかでも、「うつ病」は自殺のもっとも重要な要因とされます。企業は、心の健康を個人の問題として片付けるのではなく、職場における労働者のメンタル・ヘルス対策に真剣に取り組む必要があります。

このように、正規雇用と非正規雇用の一極化が進行していますが、非正規雇用の労働者の待遇改善が行わなければ、正規雇用の労働者の労働条件も悪化するという連鎖に目を向ける必要があります。労働者の職場環境に、人権の視点と連帯の思想を導入する必要があります。

※1 総務省労働力調査による。

※2 厚生労働省平成一七年賃金構造基本統計調査による。

認知症の方々に導かれて

NPO法人ほつとスペースゆう理事長 工藤 充子



認知症の方々と生活の一部を小規模な通所介護事業所「いづみの家」で共有するようになつて三年がたちます。朝九時過ぎにお迎えに行つて、お送りするのは午後の三時半です。その間、健康チェック、リハビリ体操（最近は健口体操もしています）、散歩、買物や寺社巡り、入浴、昼食、ゲームや室内スポーツ、最終はおやつを頂きながら、今日を思い出してさよならしています。あれこれ模索し、苦しみ、天候と相談しながら、多くの行事や手法を利用者さん・職員・ボランティアの方々とともに作り出してきたと思います。お

一人お一人の病状やその日の気分を把握しながら、その日のその人のプログラムを考え、実施します。「こんなところは知らない」と言われる方には、昨日お撮りした写真を見せて、説明します。この家は「私が小さい頃に育った家」とおっしゃる方にはその頃のお話を何度も何度もお聞きします。「近所を走っていた電車はどこにあるのか」と言われたときには、実はここは長岡京市で、嵐電は走っていましたと御近所を散策しながら説明します。歌、畑の畝^{あせ}作り、習字、着物の仕立て、料理、子育て（木曜日は子育て親子支援の日）ですので、交流もしています）、仕事の手順など、私たちの世代の知らない多くのことを教えていただくことが多いですね。

どんどん忘れていく、次は何をしたらいいかわからぬなどの不安や恐怖を感じておられます。ここは安全で居心地のいい場所かを感知される鋭さはどなたにも共通しています。私たち職員はなぜ、どうしてと戸惑うことばかりでしたが、今ようやく「よく聴くこと」「安心してもらうための言葉かけ」「その人らしさの実現」にむけて工夫を重ねることができるようになりました。認知症の方が安心できるとりくみは究極、その人の尊厳を保持すること。認知症になつてもその人らしく生きることができる」とこそ、人生八〇年を迎えた日本の課題と言えるでしょう。

部落差別意識の根絶のために

(財)世界人権問題研究センター研究第二部嘱託研究員・奈良県立同和問題関係史料センター所長 吉田 栄治郎

大正時代の京都帝国大学に米田庄太郎という教授がおられました。若くしてアメリカに渡って苦学を重ね、コロンビア大学やパリ大学大学院に学び、明治の終わりごろ同志社に招かれて帰国し、大正九年には京都帝大教授になられた方です。日本に社会学を根付けさせた学者であり、大正～昭和期の日本を代表する知識人の一人でした。

よく知られていることですが、米田先生は奈良の部落に生まれた方です。自身では書き残しておられませんが、帰国後の先生は筆紙に尽くせない差別を受けら

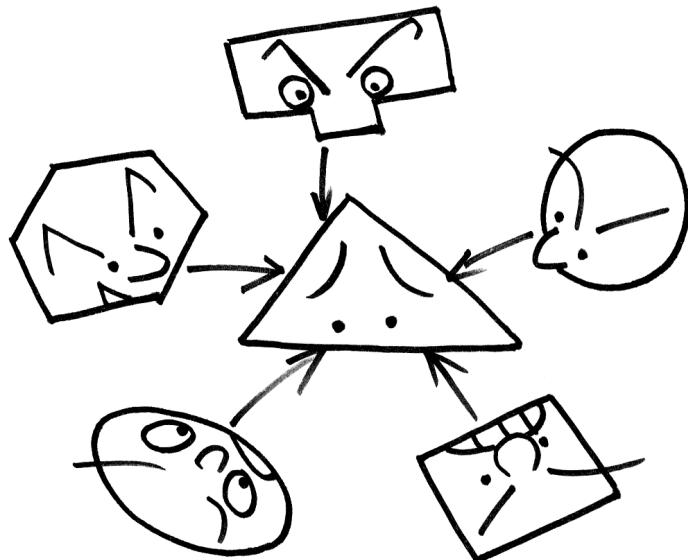
れたようです。部落出身であるがため「異」と見なされ、排斥されたのです。いろいろな方が紹介された教授昇進の際の差別のことなどですが、私には先生の哀しみや憤りを表す適當な言葉を見つけることはできません。

お考え下さい。帰国後の米田先生が差別を受けなかつたとすれば、部落差別は貧困・低位のためだという考え方があり立つでしょう。それならば、部落住民の教育や就業を保障し、生活環境を改善すれば差別は解消したことでしょう。しかし、先生は確かに差別を受け、排斥されたのです。

米田先生の哀しみの時代から百年を経過しました。

そしてその間、とりわけ三三年間の特別法によって部落の生活環境は著しく改善しました。しかし、今なお部落住民を「異」と見る説明不能の観念は根強く残っているようです。先生に哀しみを味わわせたものと同種の観念でしようが、その根絶なしに同和問題は解決したとはいえないと考えています。

生活諸面の格差に焦点を絞り込み、その是正を図ることで同和問題の解決を図ったこれまでの手法を根本的に改め、「異」観念の解消をめざす方向に向かわなければ部落差別は解消できないと考えなければならないというのです。そのため何が必要なのか、みなさん方にお考えいただければ幸いです。



セクシュアル・ハラスメントについて

(財)世界人権問題研究センター研究第四部嘱託研究員 源 淳子

セクシュアル・ハラスメントをことばとして知らない人はいなくなつたと思います。しかし、その内容をほんとうに理解できているのかといえば、そうではないといえます。大学生にセクシュアル・ハラスメントの講義をすると、「される側にも問題（落ち度、スキ）がある」（男女とも回答）「自分は被害者にならない」（男性に多い）などという本質を理解していない感想を聞きます。

セクシュアル・ハラスメントの被害者には女性が多い（教える側でも）人として、電車で同じ乗る人としてみていいのです。その結果、「される側にも問題がある」といった加害者を正当化する独断的な判断により、被害者に責任を転嫁するのです。「する側」の人格や倫理的な責任を問わない身勝手な間違った理解です。

被害者が被害から立ち直るには、カウンセリングなどが必要ですが、多くの被害者はどこへ行つていいか、その相談場所や窓口を知らないのが実情です。

セクシュアル・ハラスメントをなくすにはどうすればいいでしょうか。女性差別をなくすことです。そのためには、女性差別とは何かを学び、男女二元論でつられた「男はこうあるべき、女はこうあるべき（男らしさ、女らしさ）」というジェンダー（社会的文化的性差）で縛られた社会のあり方を見直すことから始めねばならないでしょう。



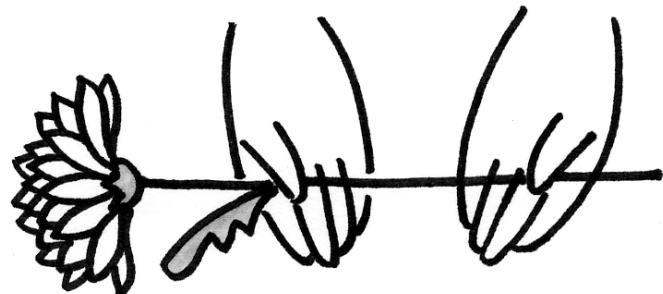
九州大学大学院法学研究院教授 内田 博文

一九〇七年の「癩予防二閑スル件」の制定で始まりた日本の誤ったハンセン病強制隔離政策は一九九六年の「らい予防法」の廃止で終わりましたが、隔離の医学的な必要性が示されたことは全くありませんでした。

隔離の受け皿として孤島や僻地に置かれた国立（当初は公立）療養所には、医療施設としてはありえない施設が内設されていました。高い壁はハンセン病が恐ろしい特別な伝染病であることを人々に印象づけ、差別・偏見の作出などに大きな役割を果たしました。入

所者を死ぬまで隔離するために必要だった火葬場も医療施設としては考えられないものでした。二万四千人以上の方が園内で亡くなられ、この数は現在も増え続けています。

それでは納骨堂はどうでしょうか。隔離ということだけでは説明がつきません。全患者収容を推進した官民一体の「無らい県運動」などで醸成された差別・偏見が関わっています。園内で死亡し遺骨になつても差別・偏見のために故郷に帰れない。そのために入所者自身の手で納骨堂が建立されたからです。



厚生労働省の第三者機関として設置された「ハンセン病問題に関する検証会議」で療養所を訪問させていただいた際、いつも真っ先に納骨堂にお参りしました。その折に入所者自治会の方からお聞きした「この納骨堂に安置された引き取り手のない遺骨の数は今なお続く差別・偏見の壁の厚さを雄弁に物語っている」との話が耳から離れません。高い壁は壊され、入所者の火葬も園外で行われるようになりましたが、納骨堂は今も残っています。そして全国一三の国立療養所の納骨堂には、今なお一万六千柱が眠っています。

確かに予防法は廃止され、予防法を違憲とした熊本地裁判決に基づいて損害賠償もなされ、国の謝罪もありました。ハンセン病問題は解決したと思っている人は少なくありません。だがハンセン病問題は実はまだ終わっていないのです。

外国人福祉相談員制度」が発足

「外国籍高齢者の福祉支援――

(財)世界人権問題研究センター研究第三部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

日本社会はいよいよ超高齢社会に入つてきました。

やがて人口の三分の一が六五歳以上、という時代になります。そのための対策として年金制度の改革、医療や福祉制度の充実が求められていますが、この高齢者の中でも見落としがちな存在が外国籍のお年寄りです。

京都府の場合、約五万四千人の外国籍住民のうち、六五歳以上の方は約六千五百人です。それらの人々の大半は戦前に日本の植民地だった朝鮮半島から来られ、戦中・戦後の時代を貧困と差別の中で必死に生き抜いてこられた人々です。この人々は一九五二年に

日本国籍をもたない、とされました。そのため、福祉の谷間におかれ、日本国籍の人なら受益してこられたさまざまな措置からはずされました。これらの人々のうち、現在八〇歳以上の場合は年金が一切もらえません。一九五九年に国民年金制度が発足したときに、日本国籍者であることを加入条件にしたからです。その後、法改正によって今では外国籍者も年金に加入できることになりましたが、この人々には救済措置がとられませんでした。だからこの人々は生活保護か、子どもが支えるしか道がないのです。地域の福祉をになう最先端は民生委員の方々ですが、この委員の選出にも事実上の国籍の制限があつて、外国籍の委員はおられません。



京都では各地に在日コリアンの集住地域があります。それらの地域では外国籍のお年寄りの生活状態を掌握して、できる限り行政の施策にのれるようになければなりませんが、言葉や生活習慣、近所付き合いの壁があります。そこで京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク「モア」では、京都市の助成を受けて、今年から公募により「外国人福祉相談員」制度をはじめました。対象は高齢や障がいをもつ外国籍者だけでなく、中国から帰国した日本国籍者も含みます。それらの人々を訪問して相談活動や医療・福祉などの生活相談をおこないます。ともに生きる社会をめざしてその成果が期待されます。

少年事件の実名報道と北京規則

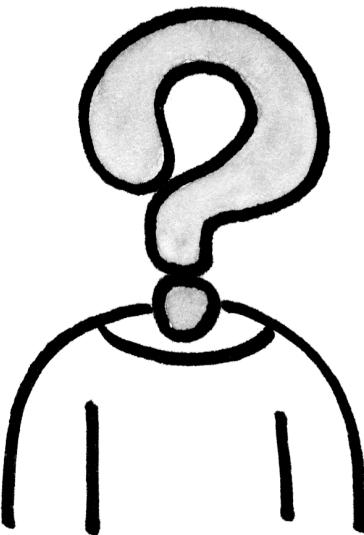
(財)世界人権問題研究センター 研究第一部嘱託研究員・京都大学大学院人間・環境学研究科教授 西井 正弘

一〇〇六年夏、山口県の山中で、一九歳の少年が自殺しました。少年には同級生の女子学生を殺害した容疑がかけられていきましたが、警察は、その氏名や特徴等を一切公表してはいませんでした。しかし、一部のマスメディアによつて、少年の氏名や顔写真が公開されることになりました。

少年法にいう「少年」とは、二〇歳未満の者をいい、未成年者の氏名や写真は原則として公表されません。社会的に弱い立場にあることや教育による更生可能性が大きいことなどをその理由としています。しか

し、刑事事件において、未成年容疑者のプライバシー保護を強調しすぎると、再犯や本人の自殺を防止できない場合も生じます。

児童の権利に関する条約は、「児童」を「一八歳未満のすべての者」（第一条）とし、児童に対する措置をとる際には「児童の最善の利益」が考慮されるものとしています（第三条）。児童と成年の狭間にある満一八歳と一九歳の少年を、どのように扱うべきでしょうか。



確かに、少年をおとなと区別して扱う合理的根拠はあります。国連総会で一九八五年に採択された「少年司法運営に関する国連最低基準規則」（北京規則）では、「原則として、少年犯罪者の特定に結びつくどんな情報も公表されるべきではない」（八・二）とされ、少年のプライバシー尊重が明記されていますが、それと同時に、「若年者の保護」と「社会の平穏な秩序の維持」に貢献しなければならない（一・四）とも規定しています。私たちは、犯罪被害者やその家族の人権や感情に対する配慮も忘れてはなりません。少年の匿名報道に関する杓子定規な法の運用は、憲法や北京規則の解釈を誤つていると言わざるをえません。

一八歳と一九歳の若者達は、選挙権等を有するともに自らの犯罪に対しても責任を負うこととなる成人としての立場と、少年法の保護下にある現状とのいずれを望むのでしょうか。また国民は、この点についてどのような法制度を選択するのでしょうか。国会での議論に期待するものです。

ふたりの絆

(財)世界人権問題研究センター 研究第四部長・ジャーナリスト 福田 雅子

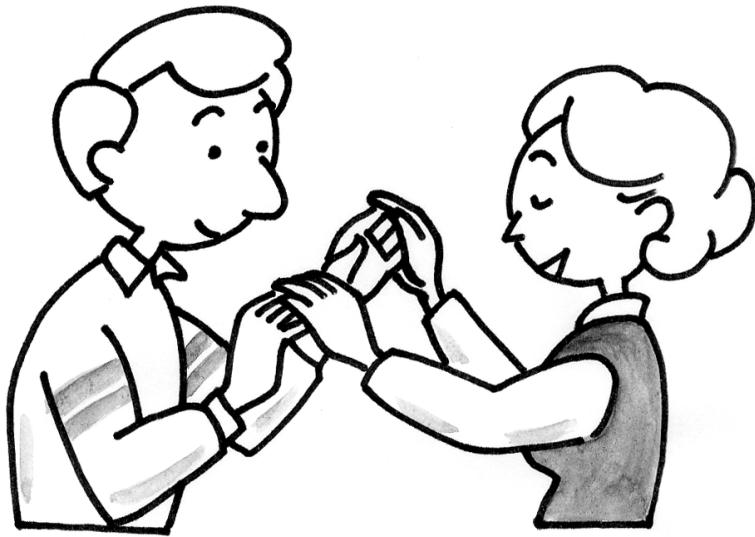
京都府北部、丹後半島の中心。京丹後市弥栄町の冬は、今年も雪が降り積ります。過疎化がすすむ弥栄町は人口六千人、梅木好彦さん（59才）と妻の久代さん（56才）が暮らす味土野^{みどりの}という地域には三世帯、五人が暮らしています。

私と梅木夫妻の出会いは、二〇〇三年四月一九日、「京都盲ろう者ほほえみの会」設立記念大会のときでした。盲ろうとは、目と耳に重複の障害がある、見えなくて、聞こえないヘレンケラーのような人の状態をいいます。が、厚生労働省の二〇〇一年の身体障害児・

者実態調査によると、全国に一万三千人の盲ろう者がいると推計されています。妻の久代さんは、乳児のときに聽力を失い、发声が不自由となり、その後、視力が三十二才から低下はじめ、四十代の後半で全盲になりました。夫の好彦さんは、聴覚障害者の暮らしについて意見交換をする会で出会います。習いたての触手話で久代さんに挨拶できた好彦さんは、自分にはない久代さんの明るさに魅せられて、点字新聞を送るなど交流を続け、二年目にやつと手引きのボランティアを依頼されました。

若い頃、武者小路実篤が主宰した「新しき村」（農業を中心とした共同体）での十年余りの活動を体験した好彦さんは、いま有機農業で米や野菜を生産。久代さんは、刈った稲を稻木に干す作業を受け持ちはます。久代さんは、幼いとき祖父がやっていた農業の風景をイメージしながらの作業です。点字で本を読み、パソコンのメール交換も。テレビのニュースは好彦さんが触手話で伝えます。また、食事のとき、おふたりの会話は、久代さんの話に好彦さんが足で床をたたいて相槌を打ちます。

おふたりの間の往復FAXから。夫から妻へ「君の愛があつても、雪が冷たいので、君の愛がさめるのではないかと心配して。」妻から夫へ「大丈夫。」窓の外は雪明かりです。



人間教育の視座

(財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭

国連が一九九五年から二〇〇四年までを「人権教育」のための国連一〇年」と設定したのは、第四九回の国連総会でした（一九九四年十二月）。

そして人権教育を「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる過程である」と規定しました。

その規定のなかで、個人の尊厳ばかりでなく、「他人の尊厳について学ぶ」ことの重要性を指摘している点を改めて注目する必要があります。「人権教育」のための国連一〇年は、内外で積極的に展開されました。まだ多くの課題が残されています。

そこで国連は人権教育をさらに前進させるために、「人権教育のための世界プログラム」を定めました。二〇〇五年からはじまつた第一段階として、初等・中等教育における人権教育の推進を重点目標としました。日本での取り組みはまだ不充分ですが、世界レベルの普遍的な人権文化を具体化してゆくためには、それぞれの地域における日常の生活のなかの人権文化を、足もとから築きあげてゆくことが大切です。

家庭・学校・職場など、毎日の暮らしのなかの人権文化、幼少のころからの基礎教育としての人権教育を充実していくなければなりません。

第三回の世界水フォーラムは二〇〇三年の三月に日本で開催されましたが、水の問題はいのちの問題にながり、人権の問題でもあることがクローズアップされました。そのおりに痛感したのは、参加者の多くが環境問題の関係者であり、日頃人権問題にたずさわっている人たちほど参加していない現実でした。

環境の問題は生命の問題であり、人権の問題と不可分の関係にあります。人権教育のなかでも環境の問題を軽視することはできません。

